

解体工事の分別解体によって生じた  
特定建設資材廃棄物の再資源化の完了について

## 発注者への報告が義務づけられています

元請業者は、解体工事から排出された特定建設資材廃棄物の**再資源化の完了に関する記録を作成・保存**するとともに、**発注者にその旨を書面で報告**しなければなりません。

(建設リサイクル法第18条・同施行規則第5条)

### ● 報告事項

- ① 再資源化が完了した年月日
- ② 再資源化した施設の名称及び所在地
- ③ 再資源化に要した費用

〈特定建設資材〉 コンクリート  
コンクリートと鉄からなる建設資材  
木材  
アスファルト・コンクリート

県は、特定建設資材廃棄物の適正な再資源化の確保のため、解体工事の発注者や受注者に必要な報告を求めたり、解体工事現場や事務所などへの立入検査を行うことがあります。  
(建設リサイクル法第37,42,43条)

### 〈お問い合わせ先〉 特定建設資材廃棄物の再資源化に関すること

山梨県環境・エネルギー部環境整備課産業廃棄物担当 電話055-223-1518  
又は管轄の林務環境事務所（甲府市内の解体工事は甲府市）

中北林務環境事務所環境・エネルギー課

電話0551-23-3090

峡東林務環境事務所環境・エネルギー課

電話0553-20-2739

峡南林務環境事務所環境・エネルギー課

電話055-240-4141

富士・東部林務環境事務所環境・エネルギー課

電話0554-45-7811

甲府市環境部環境対策室ごみ収集課

電話055-241-4313

# 再資源化等報告書

年 月 日

(発注者)

\_\_\_\_\_様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(法人にあつては商号または名称及び代表者の氏名)

電話番号 \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、次のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

1 工事の名称 \_\_\_\_\_

2 工事の場所 \_\_\_\_\_

3 再資源化等が完了した年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

4 再資源化等をした施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(書き切れない場合は別紙に記載)

5 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 \_\_\_\_\_万円(税込み)